「あいちトリエンナーレ 2019」における『表現の不自由展・その後』の中止に対する声明 ~表現の自由/芸術の自由への抑圧から、民主主義のさらなる発展・成熟へ~

日本文化政策学会 会長 熊倉 純子

日本文化政策学会は、文化政策に関心を持つ研究者と実務家から構成される学術組織です。

日本国憲法第21条は「表現の自由」を保障するとともに検閲を禁止しています。文化芸術基本法前文には、文化芸術は「人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである」と述べられています。また、「文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する」ことが謳われています。

「表現の自由」や「検閲の禁止」は、民主主義国家の根幹として、憲法や文化芸術基本 法のような文化法制を通じ保障されてきました。「表現の自由」には、個人や集団の自主 的な表現活動に対して公権力の介入を防ぐ意図がある概念です。また、国や行政から助成を受ける事業に対する、不当な政治的な関与を防ぐための概念でもあります。芸術文化政策を推進する上で、政治的介入によって事業のあり方が変更されることは望ましくありません。それでもなお、現実には、政治的なメッセージを内包する表現などに対する介入や自己規制が散見され、芸術家やそれを支える学芸員などが「自己検閲」しながら活動を行なっているのが実情だといえます。しかし、政府の方針や見解とは一定の距離を保ちながら、表現の自由と芸術の自律性を保障することが不可欠だからこそ、事業の内容と質に関する判断は芸術文化専門職に託されるべきことを強調したいと思います。

2019年8月3日、あいちトリエンナーレ2019の一部をなす企画展『表現の不自由展・その後』の中止が発表されました。このことについて、以下の3点につき意見を表明します。

- (1) 不特定多数の電話などによる抗議、ときに脅迫がなされ、事務局の業務が妨害され、テロ未遂ともいえる状況が生じています。いかに自らの考えと相容れない表現であっても、それを暴力によって葬り去ろうとすることは卑劣であり、断じて許されません。このような事態が「暴力」や「威嚇」によって生じたことに対して、本学会は断固として抗議します。このような脅迫・威嚇行為に対しては、適切な捜査と処罰がなされることを強く望みます。
- (2) 自治体首長や議員、政府高官が公然と展示内容に介入する発言が相次いでいますが、 行政は、表現の持つ政治的立場を問わず、表現活動の多様性と自律性を最大限に保障する べく、慎重な配慮が求められることは言うまでもありません。しかも、本来は暴力を防ぐ ために全力をあげて取り組むべき自治体首長や議員、政府高官が結果的に暴力の側に加担 するようなかたちで介入をしていることも看過できません。
 - (3) 主催者は自己検閲・自主規制といえる決断を下し、展示は中止に追い込まれました。

中止の理由が管理運営上の支障ということであれば、今後、そうした支障を取り除き安全を担保したうえで、展示の再開に向けた道筋を最大限考慮していくことが求められると考えます。

国内のみならず、国際的に注目される文化事業の現場で表現の自由や芸術の自由が重大な危機に晒されている事態を、日本文化政策学会は憂慮します。同時に、今後、公的助成を受ける芸術祭や国公立美術館、文化施設などの現場、ひいては広く言論の現場がさらに萎縮し、多様な政治的・社会的立場からの表現や芸術の自由が一層の制約を受けることを強く危惧します。

日本文化政策学会は、これをある特定の芸術祭の問題に限定してしまうことなく、行政はもちろん、市民・芸術家・芸術文化専門職とも連帯し、幅広い対話と議論の場をつくりだすために貢献します。芸術文化の場は、多種多様な意見とその表現が、それが多数派の意見に反するものであっても、民主主義に資する限りにおいて、尊重される場であるべきです。本学会は、これを機に表現の自由、芸術の自由についての議論を深め、文化政策に関する学術研究と実践の両面から日本の民主主義のさらなる発展・成熟に寄与することを誓うものです。